

交渉の議事要旨

(開催日時)

平成23年7月27日(水) 16:00～16:47(47分)

(開催場所)

札幌第1合同庁舎15階1・2号会議室

(出席者)

当局側(北海道開発局)

稗田 昭人(開発監理部長)、山崎 弘善(開発監理部次長)、
齊藤 基也(総務課長)、和田 俊博(職員課長)、
小泉 俊則(総務課適正業務指導官)、水口 弘幸(職員課長補佐)

職員団体側(全北海道開発局労働組合)

小松 陽一(書記長)、久保 賢次(会計長)、
田中 正(中央執行委員(企画部長))、藤田 晃久(中央執行委員(組織部長))

(議題)

超過勤務の縮減について

(要求書に対する回答)

要求書のうち、取り決めた交渉議題について回答(別紙のとおり)。

(発言概要)

○ 職員団体側から

- ・ 昨年1年間の職場状況は、業務推進工程表の十分な説明がないため、管理者の調整不足による弊害が発生し、また単に「帰れ、帰れ」と言うのみで時間管理に終始し、業務の進行管理を行わない管理者もいる。当局は風通しの良い職場づくりを強調するが、言葉だけで実態が伴っていないと考えているが、当局の認識如何。
- ・ 職場は、情勢の大幅な変化により超過勤務の問題を始めとして厳しい状況にあると考えているが、超過勤務の実態等について、当局の認識如何。また、これまでも職員の適正な勤務条件の維持に配慮すると言ってきたが、現状では適正に維持されていると考えているのか。
- ・ 超過勤務は臨時又は緊急の必要がある場合、かつ命令された場合に発生するものであるが、自発的な超過勤務の実態がみられ、課所長による超過勤務命令が徹底されていないと考える。また、月60時間を超えた場合の超勤代休指定の取扱いについて、課所長によって対応が統一されていない。
- ・ 業務改善に関し、これまで超過勤務縮減という観点から具体的な業務改善策を求めてきたが、業務改善5項目も含め、各種の業務改善策を進める際には、職員団体や職員の意見を十分聞き、一方的に実施しないよう求める。
- ・ この数年間、1003人の定員純減により職員は大変な思いをしながら業務を遂行しているが、新たな定員削減が実施される一方で、業務はこれまで以上に複雑化している。定員削減により職員は適正配置されていないことも超過勤務の要因の一つであると考えている。当局として、超過勤務の縮減に向け、超過勤務の要因の把握と分析を行い、それを踏まえて対処するよう強く求める。

○ 当局側から

- ・ 業務推進工程表については、各課所の業務内容等に応じて作成されているものであるが、その内容については、課所長から説明を行い、職員との共有が図られているものと考えている。今後とも職員への丁寧な説明を行い、業務目標等について共有が図られるよう、管理者への指導を徹底したい。
- ・ 平成22年度の超過勤務は、前年度に比して、北海道開発局全体として月平均1割程度減少している。超過勤務を縮減していく上での課題としては、年度末・年度初めの業務のピークカット等が挙げられる。超過勤務については、各職場の実情等を踏まえながら、業務の進行管理の徹底のほか、業務運営の一層の簡素・効率化、定時退庁日の定時退庁の促進、週休日等出勤の縮減に努め、職員に過度の負担が掛からないよう配慮していきたい。
- ・ 管理者は、業務遂行上の必要性のほか、職員の健康や予算面等をも判断して超過勤務を命じている。また、課内会議等で超過勤務予定を事前に把握するほか、職員からの事前申告や事後確認の徹底など、適正な勤務時間管理に努めているところである。超勤代休制度の趣旨については、管理者及び職員双方へ周知徹底していきたい。
- ・ 超過勤務については、業務のアウトソーシングの促進や調査物の簡略化など、業務の簡素・効率化を図るとともに、発注時期等の調整や業務集中時におけるスタッフ等の活用など、きめ細かな業務の進行管理の徹底を図るなど、縮減に努めているところである。
- ・ 当局としては、限られた組織・定員の中で、業務量や業務の難易度に応じた職員への適正な業務配分に努め、業務のきめ細かな進行管理、業務運営の一層の簡素・効率化を図るなど、超過勤務の縮減に努めているところである。

超過勤務には、年度末・年度初めのような季節的な要因のほか、災害対応等の突発的要因、本省等からの資料作成依頼や会計検査、さらに地元調整など、いろいろな要因がある。職員の意見等を聞きながら、それぞれの要因に即した縮減策の検討を行うとともに、その活用に当たっては職員へ説明するよう併せて指導していきたい。

※文責は北海道開発局当局(今後修正があり得る)

交渉議題に係る回答メモ
(2012年度勤務条件改善に関する要求)

平成23年7月27日

超過勤務の縮減について

超過勤務の縮減については、当局としても重要な課題であると考えている。

本来、業務は勤務時間内で処理することが望ましいと考えるが、業務の性質や時期によっては、超過勤務が避けられない場合がある。

当局としては、職場の超過勤務の実態等を踏まえ、業務運営の一層の簡素・効率化を図り、業務の円滑な進行管理を行うとともに、週休日及び休日出勤の縮減、定時退庁日における定時退庁の励行など、超過勤務の縮減に努めてきたところである。

また、超過勤務を命ずる場合には、職員の健康を害しないように考慮しているところであり、今後とも、この点に十分配慮するとともに、きめ細かな業務の進行管理に努めるよう、管理者を指導していきたい。